

平成31年度 開発審査課 業務計画

政策目標 1 1	都市部	魅力にあふれ住み続けたいまち
施策目標 4 6	開発審査課	開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

1 施策目標の達成に向けた取り組み方針

無秩序な市街化を防ぎ、住民に健康で文化的な居住性の高い生活環境を保障し、秩序あるまちづくりの促進を図り、良好な都市環境を形成するため、公共施設及び公益的施設の整備を義務付けるなどのまちづくりの制度である開発許可、市街化調整区域における建築許可及び茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例(以下「まちづくり条例」という。)の特定開発事業確認に係る事務を適正に行います。また、これらの手続の迅速化を図るとともに、まちづくりにおける指導、助言を行います。

違反建築物に対しては、新たな違反行為の早期発見・未然防止を目的としたパトロールの継続及び是正指導に努めます。

3 施策目標の達成に向けて重点的に取り組む事業

優先順位	実施計画事業名	施策のねらい	事業の方向性	事業主体	事業内容
			予算額(千円)	性質区分	
1	都市計画法に基づく開発許可等に関する業務	2	現状維持	市	【31年度の取組】 開発行為を行う者に対し、公共施設管理者との協議の取りまとめ及び許可申請に係る書類・図面等の審査を行います。開発登録簿の調製、交付を行います。神奈川県八市開発許可研究協議会においては、開発許可に係る諸問題の研究を行います。 【課題事項】 ・開発登録簿の電子化に伴い、A3サイズを超える大判図面データの効率的な出力方法及び効率的な事務処理を検討します。
			121	義務的事業	
1	まちづくり条例に関する業務	2	現状維持	市	【31年度の取組】 特定開発事業を行うものに対して、公共・公益的施設管理者への誘導及び協議の取りまとめを行います。また、特定開発事業の計画に対し条例の基準への適合を確認します。
			-	一般管理事務	
3	違反建築物に対する未然防止及び是正指導	1	現状維持	市	【31年度の取組】 都市計画法の違反建築物の現地調査の実施及び是正に向けた指導を行います。また、市街化調整区域内での定期的パトロールを週1回実施します。 【課題事項】 ・神奈川県八市開発許可研究協議会の都市計画法違反対応研究会において、30年度に作成した違反対応マニュアルの運用について検討します。
			-	義務的事業	
4	土地利用に関する各種申請手続に先行する窓口業務	1	現状維持	市	【31年度の取組】 土地利用や建築物の建築の相談において、各種手続、基準及び整備内容について説明を行います。また、関係課への誘導を行います。
			-	義務的事業	

2 施策のねらい	
1	無秩序な市街化の抑制
2	開発・建築の許可制度などの適正な運用

